

- 経理上手くんα Pro II VERSION:15.001
- 経理上手くんαクラウド Pro II・経理上手くんαクラウド SE Pro II VERSION:15.001

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和 8 年度税制改正概要

➤ 令和 8 年度税制改正

- 令和 8 年度税制改正により、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を 2 年間延長した上で、控除可能割合が見直されました。
- 7・5・3 割控除の適用条件となっていた、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額（税込み）の上限額が、「10 億円」から「1 億円」に引き下げられました。
※令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

➤ システム対応について

- 各業務において、改正後の免税事業者等からの課税仕入れの控除可能割合・適用期間に対応しました。（操作方法については、従前から変更はありません）
※今回の対応は、入力のみに対応となっています。
※出力関係の対応は、令和 8 年 9 月に予定しています。

◆ 登録・入力

➤ 仕訳入力

- ①仕訳の入力に関連して表示される消費税選択画面の控除割合に、改正後の控除割合を表示するよう対応をしました。
- ②仕訳入力や出力業務において、「内 10 免 80」のように税区分と控除割合を表示していた箇所に、新規で追加された 70%、30%が表示されるように対応しました。

◆ 出力

➤ 試算表・分析表

- ①令和 8 年 9 月予定の出力対応まで、控除割合で 80%以外の割合を使用している仕訳が存在している場合、[F6 項目登録]の「税額計算方式（消費税）：自動計算」の処理が行えません。
出力時にメッセージを表示し、自動計算を行わずに出力を継続するかを選択を行えるように対応しました。

◆ その他の改良・修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“財務処理 d b (VERSION: 15.001) の変更点”を参照してください。

ご注意

- 他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

財務処理 d b (VERSION:15.001) の変更点

改正概要

I. 概要

1) 令和 8 年度税制改正

- 令和 8 年度税制改正により、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を 2 年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。

《改正前》

期間	控除可能割合
インボイス制度開始～令和 8 年 9 月 30 日	80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日	50%
令和 11 年 10 月 1 日～	控除なし

《改正後》

期間	控除可能割合
インボイス制度開始～令和 8 年 9 月 30 日	80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	70%
令和 10 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	50%
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	30%
令和 13 年 10 月 1 日～	控除なし

- 上記 7・5・3 割控除の適用条件となっていた、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額（税込み）の上限額が、「10 億円」から「1 億円」に引き下げられました。
※令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。
※合計額は一事業年度での判定となります。

2) システム対応について

- 各業務において、改正後の免税事業者等からの課税仕入れの控除可能割合・適用期間に対応しました。（操作方法については、従前から変更ございません）
※今回の対応は入力のみに対応となっています。
※出力に関しての対応は令和 8 年 9 月を予定しております。
※対応の詳細は後述をご確認ください。
- 一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額（税込み）の上限額の引き下げについては、従前より金額の判定はしておらず対応は行いません。

改正に伴うシステム対応

I. 全般

1) 全般

- ①仕訳の入力に関連して表示される消費税選択画面の控除割合に、改正後の控除割合を表示するように対応しました。
表示する控除割合は、仕訳データの日付により下記のように表示します。
※デフォルトで表示される控除割合は、仕訳データの期間に該当する控除割合を表示します。（P.1 の改正後のリストを参照。）

仕訳データの日付	控除割合
令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	80% 控除
令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	80% 控除 70% 控除

令和 10 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	80% 控除 70% 控除 50% 控除
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	80% 控除 70% 控除 50% 控除 30% 控除
令和 13 年 10 月 1 日～	- (表示なし)

《表示例：仕訳入力（令和 13 年 9 月決算マスター）》

《 消 費 税 》	1 80% 控除	9	17
	2 70% 控除	10	18
	3 50% 控除	11	19
	4 30% 控除	12	20
	5	13	21
	6	14	22
	7	15	23
	8	16	24

番号	伝 日付	伝票	借 方	貸 方	金 額	税 額	消費税	変	摘 要

仕訳区分 (なし)
 税 率 10% 税区分 内税
 売上区分
 取得譲渡
 対 価
 免税事業者等からの課税仕入れ
 控除割合 30% 控除

入 力

番号	日付	部門	借 方	貸 方	金 額	税 額	消費税	変事	付箋
1	10.01		仕 入 高 1	現 金	10,000	272	内10免80		
			伝 票	摘 要					

- ②仕訳入力や出力業務において、「内 10 免 80」のように税区分と控除割合を表示していた箇所に、新規で追加された 70%、30%が表示されるように対応しました。
 選択した割合に応じて、「免 80」「免 70」「免 50」「免 30」の表示を行います。

《表示例：仕訳入力》

借 方	貸 方	金 額	税 額	消費税	変事	付箋
仕 入 高 1	現 金	10,000	272	内10免80		
摘 要						

- ③新規で追加された控除割合についても、従前の控除割合と同様に税額の計算を行うように対応しました。
 ※計算結果に対して、設定された端数処理を行って整数のみの値とします。

《計算例》

- ・税込額：10,000、税区分：内税、税率：10%、控除割合：70%、端数処理：切り捨ての場合
 → 税額 = 税込額 × 税率 ÷ (100+税率) × 控除割合 ÷ 100
 = 10,000 × 10 ÷ 110 × 70 ÷ 100
 = 636.3636…
 ≒ 636
- ・税抜額：10,000、税区分：外税、税率：10%、控除割合：30%の場合
 → 税額 = 10,000 × 10 ÷ 100 × 30 ÷ 100
 = 300

《注意》

上記②と③について、バージョンアップ前のプログラムで控除割合「50%」を選択している仕訳（令和8年10月1日～令和11年9月30日の仕訳）が存在しているマスターの場合、当プログラムにバージョンアップを行っても該当仕訳の再判定・再計算は行いません。
必要に応じて、該当する控除割合に変更をお願いいたします。

④仕訳検索を行う際の検索項目や工事残高登録の[Ins 税率追加]選択肢などに、改正後の控除割合を表示するように対応しました。

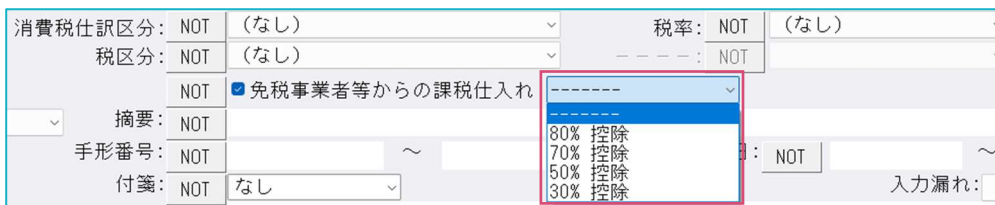
表示する控除割合は、マスターの決算期間が下記リストに該当する期間を含んでいるかによって変わります。

決算期間	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80% 控除
令和8年10月1日～令和10年9月30日	80% 控除 70% 控除
令和10年10月1日～令和12年9月30日	80% 控除 70% 控除 50% 控除
令和12年10月1日～令和13年9月30日	80% 控除 70% 控除 50% 控除 30% 控除
(期首) 令和13年10月1日～	- (表示なし)

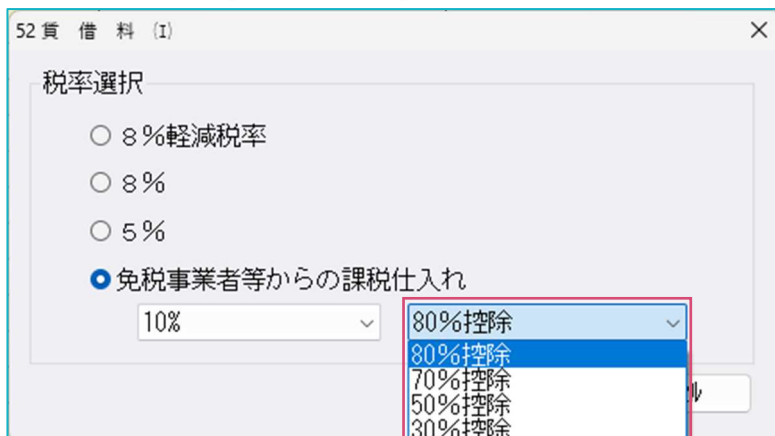
- 例) ・令和8年4月1日～令和9年3月31日のマスターの場合、「80%控除のみ」と「80%控除と70%控除」の両方を含む期間となるため、「80%控除/70%控除」を表示します。
・期首年月日が令和13年10月1日以降の場合は、上記リストより表示を行いません。

《表示例：仕訳入力（令和13年9月決算マスター）》

・検索項目



・工事残高登録の[Ins 税率追加] ※建設上手くんaPro II 搭載



II. 登録・入力

1) 仕訳入力

①証憑モードの確定・転記タブにおいて、免税事業者を選択している仕訳行の消費税欄に、改正後の控除割合が表示されるように対応しました。

※証憑読取・原票表示入力は電帳法対応オプション契約のみ

表示する控除割合は、仕訳データの日付により下記のように表示します。

※汎用【読取・編集・転記】でも同様の対応を行っています。

仕訳データの日付	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	免80
令和8年10月1日～令和10年9月30日	免70
令和10年10月1日～令和12年9月30日	免50
令和12年10月1日～令和13年9月30日	免30
令和13年10月1日～	- (表示なし)

《表示例（令和13年9月決算マスター）》

証憑/カード明細/通帳【読取・編集・転記】						読取(証憑)	編集・タイムスタンプ(証憑)	確定・転記(証憑)	証憑	カード	通帳
全簿票											
年月日	借方科目	貸方科目	摘要	金額	消費税						
12-10-01	消耗品費	現金	日本ICS株式会社 雑貨	1,650	内10免30						

②カード明細/通帳モードにおいて、消費税選択画面の控除割合に、改正後の控除割合を表示するように対応しました。

表示する控除割合は、明細行の日付により下記のように表示します。

※デフォルトで表示される控除割合は、明細行の期間に該当する控除割合を表示します。

(上記①のリストを参照。)

明細行の日付	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80% 控除
令和8年10月1日～令和10年9月30日	80% 控除 70% 控除
令和10年10月1日～令和12年9月30日	80% 控除 70% 控除 50% 控除
令和12年10月1日～令和13年9月30日	80% 控除 70% 控除 50% 控除 30% 控除
令和13年10月1日～	- (表示なし)

《表示例：カード明細（令和13年9月決算マスター）》

証憑/カード明細/通帳【読取・編集・転記】								読取(カード)	編集・タイムスタンプ(カード)	確定・転記(カード)	
番号	カード名称	金融機関名	支店名	口座番号	TS	保留					
2						<input type="checkbox"/>					
支払年月日	借方科目	貸方科目	摘要	支払金額	消費税	転記					
2030/10/01	未払金	普通預金 1		10,000		<input checked="" type="checkbox"/>					
年月日	借方科目	貸方科目	摘要	金額	消費税	転記					
2030/10/01	消耗品費	未払金		10,000	内10免30	<input checked="" type="checkbox"/>					
							180% 控除	税率	10%		
							270% 控除	税区分	内税		
							350% 控除	免税事業者等からの課税仕入れ			
							430% 控除				
							5				
							6	控除割合	30% 控除		

③仕訳転記時に追加された控除割合で計算するように対応しました。

※計算結果に対して、設定された端数処理を行って整数のみの値とします。

《計算例》

- ・ 税込額：10,000、税区分：内税、税率：10%、控除割合：70%、端数処理：切り捨ての場合
 → 税額 = 税込額 × 税率 ÷ (100+税率) × 控除割合 ÷ 100
 = 10,000 × 10 ÷ 110 × 70 ÷ 100
 = 636.3636…
 ≒ 636
- ・ 税抜額：10,000、税区分：外税、税率：10%、控除割合：30%の場合
 → 税額 = 10,000 × 10 ÷ 100 × 30 ÷ 100
 = 300

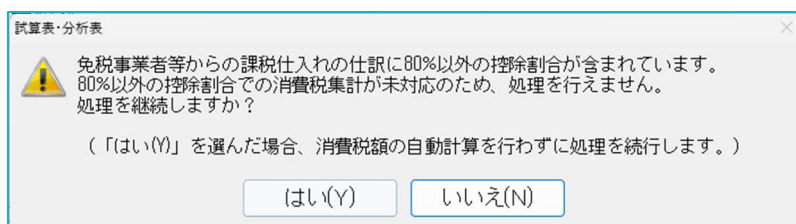
《注意》

上記③について、バージョンアップ前のプログラムで控除割合「50%」を選択している明細行（令和8年10月1日～令和11年9月30日の日付）が存在している場合、当プログラムにバージョンアップを行っても該当仕訳の再判定は行いません。
 必要に応じて、該当する控除割合に変更をお願いいたします。

Ⅲ. 出力（DX・ProⅡのみ）

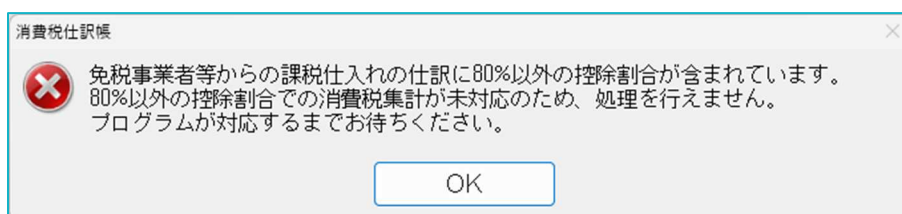
1) 試算表・分析表

- ①令和8年9月予定の出力対応まで、控除割合で80%以外の割合を使用している仕訳が存在している場合、[F6 項目登録]の「税額計算方式（消費税）：自動計算」の処理が行えません。
 そのため、出力時に下記のメッセージを表示し、自動計算を行わずに出力を継続するかの選択を行えるように対応しました。



2) 消費税仕訳帳（αは消費税タブ）

- ①令和8年9月予定の出力対応まで、控除割合で80%以外の割合を使用している仕訳が存在している場合、処理が行えないように制御を行いました。
 ※「消費税元帳」「消費税額試算表・集計表・課税売上割合」「消費税額比較表」「消費税申告書」でも同様の対応を行っています。



《注意》

法人税申告 db や所得税申告 db で財務連動を行う際に、控除割合で80%以外の割合を使用している仕訳が存在している財務マスターを選択した場合、消費税申告書の金額を連動する部分については、連動しません。

IV. 表形式（Pro IIのみ）

1) 表形式仕訳データ取込

①免税事業者等からの課税仕入れの控除割合の追加に伴い、CSVの「免税事業者等」の列においても、追加された控除割合に対応するコードを追加し、取り込みにも対応しました。

※従前の80%や50%のコードに変更はございません。

《追加コード》

- ・ 103 免税事業者等からの課税仕入れ（70%）
- ・ 104 免税事業者等からの課税仕入れ（30%）

《対象業務/フォーマット》

- ・ 表形式仕訳データ取込/db 仕訳形式
- ・ 表形式出納帳データ取込/db 出納帳形式
- ・ 表形式振替伝票データ取込/db 振替伝票形式

②CSVの「免税事業者等」の欄でコード“1”を選択している際に行う自動判定の基準に、改正後の控除割合・適用期間を反映させました。

※判定基準の期間と控除割合については、P.1の改正後のリストを参照ください。

V. 銀行 CSV 取込

1) 銀行 CSV 取込

①明細データの編集時に表示される消費税選択画面の控除割合に、改正後の控除割合を表示するように対応しました。

表示する控除割合は、明細データの日付により下記のように表示します。

※デフォルトで表示される控除割合は、明細データの期間に該当する控除割合を表示します。

（上記の改正後のリストを参照。）

明細データの日付	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80% 控除
令和8年10月1日～令和10年9月30日	80% 控除 70% 控除
令和10年10月1日～令和12年9月30日	80% 控除 70% 控除 50% 控除
令和12年10月1日～令和13年9月30日	80% 控除 70% 控除 50% 控除 30% 控除
令和13年10月1日～	-（表示なし）

《表示例（令和13年9月決算マスター）》

1 80% 控除	税率 10%
2 70% 控除	税区分 内税
3 50% 控除	<input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者等からの課税仕入れ
4 30% 控除	
5	
6	控除割合 30% 控除

経理上手くんαシリーズとのデータのやり取りについて

上手くんαシリーズをご利用の顧問先様におかれましても、プログラムのバージョンアップをお願いいたします。

今回の改正対応プログラムをインストール後に処理したマスターと、未対応プログラムで処理したマスター間でのデータ移動は可能ですが、以下の点にご注意ください。

◆ご注意事項◆

制度改正により、免税事業者からの仕入に関する新しい控除割合（控除可能割合 70%・30%）が追加されています。

このため、未対応プログラムの環境では、新しい区分を正しく認識することができず、仕入区分が異なって表示されたり、本来とは異なる消費税額で集計されたりといった現象が発生する場合があります。

データのやり取りを行う際は、必ず双方の環境を最新のバージョンに統一したうえで実施いただきますようお願いいたします。

修正

I. 登録・入力

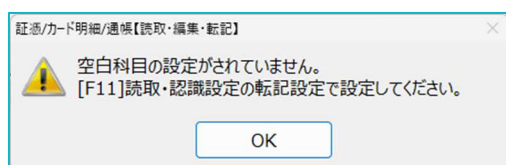
1) 仕訳入力

①証憑読取にて、摘要欄等で半角スペースを入力した際に、選択しているモードにより、下記の現象が発生していたのを修正しました。

《現象》

- ・証憑モード
半角スペースを入力しようとしても、入力できませんでした。
- ・カード明細/通帳モード
半角スペースを入力しようとした際に、入力されず、保留のチェックが反転していました。

②[F11 読取・認識設定]の空白科目設定が空欄の状態で開催（転記）を行った際に表示されるメッセージが、「[F6]転記設定で設定してください。」と過去の設定箇所を指していたため、下記のメッセージに修正しました。



③カード明細/通帳モードにおいて、複数ページの PDF を読み取って、再認識を行っている際に、下記の現象が発生する場合はあったのを修正しました。

《現象》

- (1)複数ページの途中から再認識の結果が反映されなくなっていました。
- (2)上記(1)の現象が起こった後に、再度再認識を行うと、(1)の現象が起きているページより後のページにて、認識されていた内容が表示されなくなっていました。（通帳のみ）
また、(1)の現象が起きているページよりも前のページにて仕訳が2重になっていました。

④証憑モードで、複数ページの PDF の途中のページを再認識した際に、次のページの画像に表示されている緑の枠線が表示されなくなっていたのを修正しました。

以上